

広島県告示第六百三十七号

物価統制令（昭和二十一年勅令第一百十八号）第四条の規定によって、公衆浴場入浴料金の統制額を次のとおり指定し、令和元年十月一日から施行する。ただし、公衆浴場法施行条例（昭和二十五年広島県条例第四十五号）第二条第二項に規定するその他の公衆浴場（公衆浴場法〔昭和二十三年法律第三百三十九号〕第二条第三項の規定に基づき保健所を設置する市が定める条例において定められるこれに相当する公衆浴場を含む。）については、この統制額は適用しない。

なお、平成二十七年広島県告示第四百九十九号（公衆浴場入浴料金の統制額の指定）は、廃止する。

令和元年九月十七日

広島県知事 湯 崎 英 彦

区分	金額
大人 （二二歳以上の者）	四五〇円
中人 （六歳以上二二歳未満の者）	二〇〇円
小人 （六歳未満の者）	一〇〇円